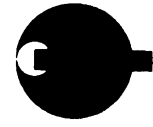


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



奈良県公報



平城遷都
1300年
記念事業

目次

ページ

〇奈良県議会委員会条例の一部を改正する条例
正する条例(議事事務局)

に改正する。
第三条中「総務監察委員会 十名」を「総務監察委員会 九名」に、「建設委員会 十名」「文教委員会 十名」を「建設委員会 九名」「文教委員会 八名」に改める。
附則
この条例は、公布の日から施行する。

公布された条例のあらまし

◇奈良県議会委員会条例の一部を改正する条例

- 1 総務監察委員会及び建設委員会の委員の定数を九名に、文教委員会の委員の定数を八名とすることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

奈良県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年五月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第一号

奈良県議会委員会条例の一部を改正する条例

奈良県議会委員会条例(昭和三十一年八月奈良県条例第三十三号)の一部を次のよう

【定価】 一か月 三千五百円 一部売り 一枚につき四十六円(共に、送料別)

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一三二一〇(代)

印刷

株式会社春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二一三五七三(代)

本誌は再生紙を使用しています。